

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月 16日

住 所	福岡市中央区大名2丁目 5番31号
事業者名	福岡市交通局
代表者名（役職名及び氏名）	福岡市交通事業管理者 小野田 勝則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

旅客施設においては、すでに全駅で昇降機設置により1ルート以上のバリアフリールートを確認済みであるが、昇降機の増設による更なるバリアフリールートの充実について、優先度を考慮しながら計画的に進めていく。

車両においては、後継新造や大規模改修などの検討にあわせて、LCD式車内案内表示器の設置などにより、車両のバリアフリー設備のさらなる充実を図る。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

駅務職員の教育訓練環境を整備し、実践に即した効果的な駅務研修を行うことで、駅務職員の接客技術のレベルアップを図るとともに、駅務サービスの評価を適切に行い、接客レベルの継続的な向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港・箱崎線の各駅	全駅、基準には適合しているものの、バリアフリー経路の更なる充実のため、利用客の要望や駅周辺のまちづくり、技術的な条件を踏まえ、優先度を考慮しながら、エレベーターやエスカレーターの増設に取り組む。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員の配置	スロープを使用した円滑な乗降に必要なサービスを実施するために、各駅に駅係員を常時配置し、駅係員に車いす対応の実技訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
移動支援備品の点検整備	車いす等ご利用のお客様への列車乗降時の対応用スロープの点検整備を行う。
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	駅務助役のサービス介助士資格取得を推進する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅構内エスカレーターへの自動音声案内装置の設置	<p>空港・箱崎線及び七隈線各駅に設置されているエスカレーター全218台（動く歩道含む）のうち、音声案内未設置の65台について、令和5年度に全て設置完了予定。</p> <p>※令和5年3月に七隈線博多駅及び櫛田神社駅が開業し、エスカレーター数（動く歩道含む）が全188台から218台に増加した。</p>
駅係員の配置	<p>各駅に駅係員を常時配置し、高齢者・障害者に対し積極的な声掛けを実施することで、駅係員が常駐し、利用時には随時対応できることを印象付ける。</p>
車内案内表示器のLCD化	<p>2000系車両（全6編成）の車内案内表示器を視認性の高いLCD表示器に変更する。（2019年度着手，2023年度完了予定）</p>
ドア予告灯・チャイムの新設	<p>2000系車両（全6編成）において、聴覚障がい者等が扉の開閉のタイミングを確認できるよう、扉開閉表示灯を全扉に設置する。視覚障がい者等が扉の位置、扉の開閉動作が確認できるよう、ドアチャイム用スピーカ箱を全扉に設置する。</p> <p>（2019年度着手，2023年度完了予定）</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行に関する情報提供に係る教育訓練	<p>運行に関する情報提供機器の取扱いや手動での案内放送について継続して指導を行う。</p>
接遇研修の実施	<p>駅関係全職員に対し接遇研修を実施する。</p>
障害者の接遇に関する民間資格の取得	<p>駅務助役のサービス介助士資格取得を推進する。</p>
新規採用駅務員を対象とした研修の実施	<p>高齢者や障がい者等に関する人権問題の解決に向けた本市取組について理解する研修を実施する。</p> <p>各種障がいを理解し、ソフト面における配慮ある接し方、対応方法等を習得する研修を実施する。</p>

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員の配置	各駅に駅係員を常時配置し、高齢者・障害者に対し積極的な声掛けを実施することで、駅係員が常駐し、利用時には随時対応できることを印象付ける。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>バリアフリー対応については、営業部においてとりまとめ全体調整などを行う。</p>

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V 計画書の公表方法

<p>福岡市交通局のホームページにて公表するもの。</p>

VI その他計画に関連する事項

<p>中長期的な経営の基本計画である経営戦略において、バリアフリー充実の重要性が高まっていることを課題として認識していることを踏まえた、さらなる充実を図ることを定めている。</p>
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。